

労働委員会って何ですか？

～ よくいただくご質問 Q&A ～

職場において、働く方(労働者)と事業主(使用者)との間で、賃金、解雇、配置転換など、労働条件をめぐるトラブルが当事者で解決できないときは、労働委員会にご相談ください。

労働委員会ってそもそも何をするとところですか？

労働委員会は、労働組合法によって国と都道府県に設けられた、**労使紛争を解決するための専門的な行政機関**です。労働者と使用者の間に生じたトラブルを、公平な第三者機関としてあっせんなどにより解決のお手伝いをします。

あっせんってどういうことをするの？

労働委員会のあっせん員 3 名が、労働者と使用者双方の主張を確かめ、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促します。



住所は千葉県内ですが、勤務先は都内です。

あっせんを申請される場合は、**千葉県内の事業所に勤めている方**が対象となります。

勤務先が千葉県内でない方は、お手数ですが勤務先のある都道府県労働委員会にご相談ください。

でも、申請費用とかお金がかかるでしょう？

手続に係る**費用は無料**ですので、ご安心ください。

労働委員会にお越しになる交通費や、書類提出のための送料は、ご負担をお願いします。

今すぐ相談に行ってもいいですか？

電話等による**事前予約制**となっております。他の方のご相談を承っている場合、あっせん事件等を開催している場合があります、せっかくお越しいただいても、対応できないことがあるため、事前予約にご協力ください。

残業代を支払ってくれないのですが！

賃金未払は労働基準法違反であり、労働基準監督署が使用者を監督指導することとなっています。

労働委員会では対応できませんので、使用者を所轄する労働基準監督署にご相談ください。

【お問合せ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課（千葉県庁南庁舎 7 階）

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606